

会 議 記 録

会議名称	第2回 杉並区基本構想審議会 調整部会
日 時	平成23年6月7日(火)午後6時59分～午後8時51分
場 所	西棟6階 第5・第6会議室
出席者	委員 牛山、奥、日端、藤井、古谷野、竹内、三輪 区側 政策経営部長、企画課長、行政改革担当副参事、 特命事項担当副参事、財政課長、営繕課長、地域課長、 すぎなみ地域大学担当課長
配付資料	資料1 協働の地域社会づくりに向けて 資料1-1 協働に関連した施策について 資料1-2 区内におけるNPO法人認証団体数の推移 資料1-3 主な協働事業 資料1-4 すぎなみ地域大学について 資料1-5 民間委託、民営化、指定管理者制度など 資料1-6 杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する包括協定 資料1-7 協働等に関する区民の意識等について 資料1-8 審議会での協働に関する主な意見等 資料1-9 「自治体スクラム支援会議」について 行政資料1 杉並区自治基本条例のあらまし 行政資料2 すぎなみ「協働ガイドライン(指針)」 行政資料3 町会・自治会新規立上げのご案内
会議次第	1 開会 2 議事 (1)協働について (2)その他 3 閉会

部会長 それでは、若干早いですが、皆さんおそろいということで、これから第2回杉並区基本構想審議会の調整部会の方を開催させていただきます。

先ほど事務局からお話ありましたように、6月4日の区民意見交換会においていただきました部会長さん、副部会長さんの皆さんにおかれましては、大変ありがとうございました。また、事務局の皆さんも大変ご苦労さまでございました。大変いい会だったかなと思いますが、アンケート等まとまりましたら、ご報告の方をよろしく願います。

前回の部会では、3部会の審議状況、部会の議論のまとめに向けて区側から説明を受け、また、今後、部会での議論、新基本構想の構成等について、どういうふうにしていくかということで、調整部会として一定の共通認識を持ってきたところでございます。

そこで、きょうは、この行政運営について、非常に大きなかわりを持ちます、また、区長も非常に意欲的におっしゃっておられます協働ということについて、皆様と議論を深めさせていただきたいと思えます。

本日の会議は2時間を目途に終了したいということで、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

また、傍聴のご希望につきましては、審議会同様に適宜認めてまいりたいと思えますので、よろしく願います。

それでは、これから議事に入っていきたいというふうに思いますが、まず協働ということなんですけれども、区としてもこれまでの取組等々ございますが、資料を用意していただいておりますので、説明をよろしく願います。

特命事項担当副参事 それでは、特命事項担当副参事、阿部の方から協働についてご説明させていただきたいと思えます。資料がたくさんございますので、なるべく、要領よく説明させていただければと思えますので、よろしく願います。

まず、資料1のA3の資料で「協働の地域社会づくりに向けて」という資料がございますので、こちらに沿ってご説明を申し上げたいと思えます。

まず、1番の協働について、杉並区における協働の定義ということで、区の憲法とも言うべき自治基本条例の中にそういった協働の定義がございます。本日、この自治基本条例のパンフレットもお配りしておりますけれども、この中身については本日はご説明はいたしません、その中の協働の定義をこちらの

A3の資料のところに書き出しておりますので、そちらをご覧くださいければと思います。

平成15年5月にこの条例を施行しておりますけども、第2条に協働の定義ということで、用語の意義、区民とか事業者とか参画とか、それとあわせて協働について定義しております。第2条の4項のところに「地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう」ということで定義しております。また、第25条におきましては、参画及び協働の原則ということで、こちらの2項の方に「区民等及び区は、協働に当たり」ということで、「目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築く」と。「区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない」と、このように定めているということでございます。

こうした定義がございまして、協働に関連した施策の展開ということで、資料の1-1をご覧くださいければと思います。

そちらにございまして、平成12年9月、「杉並区21世紀ビジョン」、こちらの方で、区民と行政が役割と責任を分かち合うパートナーシップ（協働）をこれからのまちづくりの基本に据えるということで、それに引き続きまして、14年4月、「NPOボランティア活動及び協働の推進に関する条例」を施行しまして、協働推進の基本理念等を明らかにいたしました。その後、NPO支援基金の設置だとか、すぎなみボランティア・NPO活動推進センターの設立、それから、先ほどお話しいたしました自治基本条例の施行というように引き続きありまして、16年度にNPO等からの協働事業提案制度を創設、16年6月には協働ガイドラインを策定いたしました。その後、あと地域活動ネットの稼働とか地域大学の開校とか、それから行政サービス民間事業化提案制度、これは協働事業提案制度の発展していったものということが言えるかと思いますが、こういった取組、施策を展開してまいりました。

本日お配りしておりますが、「すぎなみ『協働ガイドライン』」というのがございますので、お手元に。紫色の資料でございます。

こちらが先ほどの表にありました平成16年6月に策定したものでございまして、3ページをあけていただきますと、協働に関する基本的な考え方ということで、協働とは何かとか、NPOと協働をなぜ推進するのかとか、そういった

考え方をここでうたっております。

それから、14ページをご覧くださいませでしょうか。14ページに協働を推進するための基本方針ということで、その1番には、NPO等と行政による公共サービスの役割分担を行い、地域の社会的な問題解決能力の向上を目指しますということ、それから、2番のNPO等と行政との協働の領域を明確にしていきますと、こういったことを基本方針に掲げてございます。

さらに、21ページの次のところをご覧くださいませと、資料編というのがございまして、ここに先ほどの施策についての概要等が、いろいろと資料として載っております。NPO支援センターとかボランティア地域福祉推進センターの概要とかNPO支援基金の概要とか、そういったことが載っております。地域大学については後ほど担当課長の方からご説明をさせていただければと思います。この資料編の中の資料15ということで、最後のところに平成14年に策定いたしました「NPOボランティア活動及び協働の推進に関する条例」の条文が載っております。詳細はご説明申し上げませんが、後ほどご覧いただければと思います。

こうして協働に関連した施策を展開してまいりまして、資料1に戻っていただきますと、この間の協働の取組についてということで、資料の1-2をご覧ください。

区内におけるNPO法人の認証団体数の推移というのが資料1-2でございます。すみません、資料が多くて大変恐縮ですが、こちらにNPO法人認証団体数の推移ということで、各年度末の数字でございますが、平成11年度末は9団体だったものが、22年度末には309団体というところまでふえてきているということです。そのNPO法人の活動分野の内訳はどうかということで、この資料1-2の真ん中辺にその分野が載っております。

一団体当たりいろいろな分野に、当然のことながら活動が行われております。一団体、大体平均すると4.5分野ぐらいの分野に届け出をしておりますので、実際にその表の中の活動分野の数を足すと、309団体ではないというのは一目瞭然だと思いますが、実際にどんな活動をしているかというところでは、一番多いところでは、「社会教育の増進を図る活動」とか、それから「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、それから11番にあります「子どもの健全育成を

図る活動」、こういったところが多くなっております。

数として一番多いのは、17番にあります、「以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」と。つまり、他の団体との連絡調整だとか、それから他の団体の活動を支援したりと、そういったネットワーク化というのでしょうか、そういったことを目的とした団体が非常に多いということが、これでよくわかるかと思えます。一番下には東京23区内の認証団体数、杉並区は8番目に多いということがこちらでご覧いただけるかと思えます。

続きまして、資料1-3をご覧ください。

資料の1-3は主な協働事業ということで、どんなことが具体的に協働事業としてあるのかということでございます。こちらも詳細はご説明いたしません、ご覧いただきますとおり、防犯とか、それから福祉、それからみどりの分野、自転車放置防止とか、それから違反広告の除去、そういった環境美化、それから資源の集団回収とかレジ袋削減といった環境の関係、教育の関係、非常に多岐にわたってございます。

その関係で若干少し説明をとということで、広報すぎなみの記事を、一番上の防犯自主団体、それから、上から4番目のひととき保育、花咲かせ隊、すぎなみ公園育て組、この辺のところを広報の方に掲載されたものを添付させていただいております。協働事業はこういった多岐にわたっているということがわかりいただけるかと思えます。

続いての資料1-4は地域大学のご関係でございます。こちらの方は担当課長の方からご説明をさせていただきます。

その次には町会・自治会の活動ということになってございますので、そちらの方も地域課長の方からさせていただきたいと思えます。

それでは、よろしく申し上げます。

すぎなみ地域大学担当課長 すぎなみ地域大学担当課長、濱より、すぎなみ地域大学についてご説明させていただきます。

資料1-4をご覧いただけますでしょうか。すぎなみ地域大学について、こちらでいろいろご説明させていただいておりますが、まず、地域大学とは何なのかというのが1番に書いてありますが、地域活動に必要な知識・技術を学んでいただき、仲間を拡げて、あと地域社会に貢献する人材を育成するための仕組

みでございまして、平成18年度に設立してございます。

2番、概要の方にも目的として同じようなことを書かさせていただいておりますが、地域貢献の担い手となるひとづくりや公共サービス分野の起業などを支援してございます。講座の特徴としまして、講座は実学・実践重視であり、内容は地域デビュー編や起業家養成など、幅広いニーズに即した講座を展開してございます。また、講座修了後の活動メニューや活躍の場面を提示してございまして、受講生の目的意識をもう講座を受講する段階から明確化してございます。受講料は、原則として有料としております。

3番の実施状況の方に平成18年度開校以来の実績を書かさせていただいております。5年間の合計の方を見ていただきますと、この5年間で141講座を実施してございまして、受講者数は5,401名ということになってございます。そのうち修了者数というのは、講座の大体約8割程度が多いんですけども、修了基準を定めておりまして、それを修了された方が3,843人、その方たちのうち実際に何らかの地域活動に参加された方が2,837名ということで、この講座修了者の中で地域活動参加者数は大体79%の方が、講座修了後に実際に新規団体に参加したり、あるいはいろいろな行政事業に登録されたり、既存団体に参加されたりなどしてございます。

なお、同じ講座の修了生同士で団体を設立しているというのもございまして、この5年間で13団体が創設しております。

次の2ページ目をご覧くださいませでしょうか。講座受講生の動向をグラフにさせていただいておりますが、これが濃いのが男性、薄いのが女性ですが、大体、男性が3割、女性の方は7割程度ということになってございます。女性の方も40代、50代、次いで60代の女性の方がとても受講生として多いというような状況になってございます。

なお、その下に講座受講生の声をアンケート結果を出させていただいておりますが、やはり受講動機は地域や社会の役に立ちたいという方が多いというような状況です。また、ボランティアなどの活動を行う際に重要視をすることは、社会のためになることというようなことで、やはり地域社会に貢献したいというような方が受講されているというような状況になるかと思っております。

(4)番に講座修了生の状況というのを書かさせていただいておりますが、先

ほど講座受講生同士で団体を立ち上げたのが13団体というご説明をさせていただきましたが、その内訳を書かさせていただいております。

紹介させていただきますと、公共サービス起業講座というのがございまして、こちらで18年度の際に立ち上がったのが「NPO法人 すぎなみ学びの楽園」というような団体が立ち上がっております。

なお、この団体は、その後、杉並区の角川庭園の幻戯山房「すぎなみ詩歌館」、あるいは「ゆうゆう梅里堀ノ内館」の運営管理などを受託しております。

またほかに、例えば、地域で子育て支援講座の受講生で立ち上げた「NPO法人 ちいきちいき」は、ひととき保育方南を受託したりなど、様々な場面で活躍していただいております。

として、講座修了後、行政事業に登録するというようなことで、いろんな講座を書かさせていただいておりますが、こういった講座を受講しまして、例えば、みどりのボランティア講座を受講された後は「みどりのボランティア杉並」というような区の養成事業に登録していただきまして、いろんな場面で活躍していただいたりとかしております。また、直接区の行政事業でなくてもというように、その下に区委託事業のボランティアスタッフとして登録する講座なども書かさせていただいております。

この一番上の講座名、ウォーキング・リーダー講座を修了しますと、ウォーキング・リーダーとしてNPO法人に加入して、登録して活躍するということになっておりますが、例えば、このウォーキング・リーダー講座の修了生は、実はNPO法人を立ち上げておりますので、みんな一緒に、この講座を受講された方は1期、2期、3期、今、4期までございますが、皆さん同じ団体に入って活躍しているというような状況になってございます。

次の最後のページになりますが、4ページ目の方にほかに講座修了後にどういった活躍をしていただいているかということなどを書かさせていただいております。

の方に、「杉並独自の資格を付与」というふうに書いておりますが、地域大学を修了した方が知識やスキルなどを身につけていただいて、いろんな部分で区独自の資格を取得していただくというような取組を実施してございます。

グループ保育室スタッフ・家庭福祉員になるための実践講座、あと家庭福祉員になるための専門講座という、この二つの講座を受講していただきますと、杉並区独自の家庭福祉員 本来は、家庭福祉員、保育ママというのは、看護師だったり保育士の資格が必要なんですけれども、この講座を受けて、その後、実習を経て、保育課の実施する資格試験を受けて合格すると、杉並区内では家庭福祉員として、保育ママとして活躍していただくことができます。あるいは、障害者ガイドヘルパー講座というのは、講座修了者にやはり杉並区内でしたら障害者ガイドヘルパーとして活躍していただくような、そういう資格証を交付して区内の移動介護支援事業者で、就労あるいは活躍していただいているというようなことができます。

ほかには、 にありますが、緊急経済対策として雇用を目的とした、以下、学校司書講座、小学校理科支援員講座、あるいは住民登録実態調査員講座というのを実施したり、最後に に書いてありますが、他の自治体との交流を目的とした講座なども昨年度から始めてございます。こちらは青梅市との共同で開催しております、森林ボランティア育成講座などもございます。このように地域大学の講座修了生がいろんなところで活躍していただいているというような状況になってございます。

私の方からは以上の説明になります。

地域課長 それでは、続きまして、町会・自治会の現状につきまして、私、地域課長、白垣と申しますが、私の方からご説明をさせていただきます。

資料は、資料番号は入ってございませんが、こちらの白いパンフレット、「町会・自治会新規立上げのご案内」、こちらをお配りしているかと存じますので、こちらをご覧いただきたいと思います。

このパンフレットは、タイトルにございますように、新たに区内で町会を立ち上げようという方の足がかりにということで作成したものでございます。最後にご案内しますが、区内すべての地域で町会や自治会が存在しているわけではございませんで、空白地域があるということ、また、大型マンションなんかができただけの場合に、既存のそのエリアの町会に加入するのではなくて、マンション独自で新たに町会をつくりたいというような声もございますので、そういうことを受けて作成したパンフレットでございます。

それでは、かいつまんでご説明させていただきます。まず3ページをお開きいただきたいと思います。

町会・自治会の活動というと、何となく皆様もイメージがわくとは思いますが、すけれども、その具体的な活動について、重立ったものを大きく三つご案内してございます。

一つ目が「安全・安心のまちづくり」ということで、実はこの活動が自主的な活動として町会・自治会の活動の中で一番多いんですが、空き巣や放火などの犯罪を防ぐため、また、子供たちの安全を守るため、警察などと連携をした防犯パトロールや登下校時の子供の見守りなどを行っております。また、自主防災組織をつくって、災害に備えた物資の備蓄や訓練などを行っています。この活動が町会・自治会の自主的活動として最も多いものでございまして、冒頭、資料の1-3にも、ホチキスどめで、具体的に、広報すぎなみの記事の中でも幾つかの町会のパトロール隊がご紹介されているところでございます。

それから二つ目、「綺麗で快適なまちづくり」ということで、ごみ集積所の管理・清掃、また、資源ごみの収集など、清潔なまちづくり、地域の環境美化ということになるかと思いますが、あとごみ減量リサイクル活動を行っているということでございます。そのほかにもまちかどや公園の清掃、花を植えるなど、きれいで住みよいまちづくりを進めているということでございます。

それから三つ目、「ふれあいと交流のまちづくり」ということで、これは地域住民相互の交流、親睦を深めるための様々な行事をやっているということでございます。そこに写真で紹介されている七夕まつりとか高円寺の阿波踊り、これは町会が主体というより、町会も関与して協力して地域一体となっていて行っている大きなお祭りでございますけれども、もっと地域に密着した小規模の行事として、子供祭りですとか夏の盆踊りですとか、そういうものもかなり多くの町会で行われておりますし、そこに写真の出ている年末年始のもちつき大会、また、地域によっては左下にあるようなどんど焼きなども町会の主催で行われているところでございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、6ページの上のところをご覧いただきたいと思います。

そんな町会の活動でございますけれども、杉並区に今幾つの町会があるかと

申しますと、昨年9月末日現在で161の町会・自治会がございます。加入している世帯数は約15万1,000ということで、加入率に換算をいたしますと51.7%という数字になってございます。

ちなみに、これを10年前の同じ数字と比べると、約8%落ちているという状況がございます。

この減っている要因は幾つかあるかと思えますけれども、私どもで一応、こんなことがあるんじゃないかというふうに分析しているものとして、一つは、10年前と比べると町会の数が五つ減ってございます。それからもう一つは、加入率の分母となる世帯数でございますけれども、これが10年間で約3万世帯ふえているんですが、そのうちの2万5,000世帯が単身世帯なんですね。新たに転入してきた単身世帯の方がお入りいただけていないということがもう一つの要因かと思っております。

それから、それにも関係しますけれども、最初にも申し上げたような、この10年間で杉並区内、大分大きなマンションも何個かできましたが、そういう新規の住民の方、特に集合住宅にお住まいの方が、古くからの地縁になかなか溶け込めないんじゃないかということで、マンションぐるみでその地域の町会にお入りいただかないというようなことも見られまして、そうしますと、分母はふえるんだけど分子が全く立たないということで、加入率は必然的に減っていくということになってくるかと思えます。こんなことが要因で、若干といえますか、8ポイント程度減っているということになっているのかなというふうに分析しております。

それから、また1枚おめくりいただきまして、7ページですけれども、そういう町会の現状を踏まえて、区としてどういう支援を行っているのかというのが右上に書いてございます。

一番大きなものは、一番上に書いてある地域活性化事業助成、まちの絆向上事業助成ということで、よりよい地域社会実現を目的に行う新規事業あるいは既存事業をレベルアップさせたような事業に対して、3年間の3セットで事業費助成を行っているという制度がございます。この3年間で延べ37事業がこの助成金を使ってございます。そのほか、その下に書いてある掲示板への助成ですとか、町会・自治会会館を新築する場合の助成なども行ってございます。

最後になりますけれども、8ページの右下に、町会・自治会が組織されていない、いわゆる空白地域を表記してございます。冒頭申し上げたように、この地域においては、入りたくても町会がないという現状でございまして、昔からなかったわけではなくて、これはやはりそれまで町会を担ってきた方が高齢化をして、その後を引き継ぐ方がいないがために自然的に消滅をしてしまったということで、特に宮前地区などが多くの空白地域になっているところでございます。

簡単ですけれども、私からは以上でございまして。

行政改革担当副参事 続きますと、行政改革担当副参事の伊藤から、資料の1-5になりますけれども、民間委託、民営化、指定管理者制度などというふうに記載した資料についてご説明させていただきます。

協働の取組の中に民営化、民間委託等というものも当然含まれてくるかと思っておりますので、これまでの取組ということで、それぞれ記載されたとおりの委託・民営化等を図ってまいりましたということで、表という形でお示しをさせていただいたところでございます。

まず、1番目の委託、民営化の推進に関しましては、委託・民営化と記載のとおりですので、こちらの方は表をご覧くださいというふうに存じます。

2番目の指定管理者制度でございますけれども、こちらは平成15年の自治法改正に基づいて可能になった公の施設の管理運営についてと、民間事業者をお願いするというようなものでございますけれども、杉並区におきましては平成16年度から導入を開始いたしまして、記載のと通りの施設を導入しているところで、施設数で申し上げますと、現在26施設を導入しているところでございます。

なお、年度に関しましては、複数の施設がございまして、それぞれの一番最初の開始年度ということで記載をさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それから、3点目の杉並行政サービス民間事業化提案制度でございますけれども、こちらにつきましては、杉並区の事業すべてを公開をいたしまして、杉並区では行政評価の制度を行っているところでございますが、その評価制度に基づく事務事業評価、そういったものをすべて公表いたしまして、それに基づいて民間事業者の方々のノウハウをもって、区の事業を効率的、効果的に行う

提案を自由な発想でご提案いただくというようなもので導入をしたもので、平成18年度にモデル事業ということで実施をいたしまして、平成19年度から本格実施を行っているところでございます。こちらに関しましても、年度につきましては、事業開始年度ということで記載をしているところでございます。

なお、指定管理者制度の中の平成23年度のところに大田黒公園というのがございますけれども、この大田黒公園に関しましては、利活用プロジェクトということで、民間事業化提案制度で採択をされた事業が平成23年度から指定管理者制度で導入したというような内容になっているところでございます。

また、ここには記載がございませんが、平成21年度の採択事業には、今現在、まだ事業を開始していないものであります。電子地域通貨事業というものが含まれているところでございます。

指定管理者制度または民間委託等におきましては、これらを進めてきたところでございますけれども、昨今、そこで働く方々の労働環境が劣悪であるというような報道等も行われているところでございます。そういったところを考えまして、委託等事業者につきましては、区では毎年度、履行確認にあわせましてモニタリングという形でそれぞれ事業の進捗ですとか、それから利用者の満足度調査ですとか、そういったところも踏まえながらモニタリングというものを実施しているところでございますが、このモニタリングの中に労働環境法令の遵守というものも加えていくことといたしまして、平成22年度から行っているところでございます。また、23年度の契約分におきましては、さらにこの部分を強化いたしまして、雇用従事者の最低賃金額などの明記ですとか、受託事業者と直接面談をして、こういった労働関係法令遵守に関してきちんと行っているかどうか、こういったところなども見ていこうというようなことも行いながら、委託、民営化の方は進めているというような実態でございます。

私からは、簡単ですが以上になります。

特命事項担当副参事 以上のようないろいろな取組がございまして、もう一つ、資料の1-6の区内大学との協定ということでございます。区内のいわゆる高等教育機関、女子美術大学とか、先生の高千穂大学とか、東京立正、明治、立教女学院と、こういったところと協定を結びまして、区民の生涯学習の支援とか、いろんな交流、活用、そういったことを行っております。また、女子美術大学とは、

区のポスターなどを魅力的なものにするというようなことで、こちらも協定を結んでおります。こちらのポスターの関係でいいますと、平成19年度以降、22年度末までに26種類のポスターを作成しております。裏面にその一部が載っているというようなことで、こういった協定もございます。

こういった取組をいろいろ行っているわけですが、3番に現状の評価と課題ということで資料の1の方に書かせていただいております。資料の1-7をご覧くださいませでしょうか。

これは協働等に関する区民の意識とか、そういったところから見えてくるところをこれからご説明したいと思いますが、毎年、区民意向調査を行っておりまして、ボランティア活動の経験、こういったことを聞いておりますけれども、これをご覧くださいとおわかりいただけますとおり、この横のグラフの左の二つが、「現在活動している」とか「以前活動していたが、現在は活動していない」ということで、ボランティアの経験があるということになるかと思いますが、約23%がボランティアの活動経験があると。真ん中の約半数のところは、「活動してみたいと思うがしたことはない」ということで、意欲というか気持ち、そういったボランティアを行いたいという気持ちを持っていらっしゃる方が半分ぐらいはいらっしゃるということがわかるかと思います。

次のところは、新たな基本構想づくりに向けた区民アンケートでの「協働の地域社会づくりについて」ということで、これは第2回の審議会、1月に開催した審議会でもご報告しているところがございますが、8割以上の方が地域社会への参加意向を示しているということがこちらからは見てとれるというところでございます。

真ん中から下のところに、平成18年度第4回杉並区区政モニターアンケートの集計結果の抜粋というのを載せております。少し古いデータですが、これは実は、自治基本条例について、このときのアンケートをしたものでございまして、自治基本条例の施行から約3年余りが過ぎたところでこのアンケートをしております。その結果、先ほども申し上げましたように、自治基本条例で協働等の定義をしているわけですが、その施行の結果、区民と行政等の協働によるまちづくりはどの程度進んでいると感じているかということ聞いたのが(1)の丸のグラフになっておりまして、約半数の方が「進んでいる」という

ふうにお答えいただいているということです。

特に協働が進んでいると思われる分野についてはどうですかということで、(2)のその右側の表になりますが、一番進んでいる分野としては子育て支援が33.3%、2番目には防災・地域安全、3番目にはみどり・環境といった分野が進んでいるとなっております。

一方、特に立ちおくらせている協働の分野というところでございますが、その斜め左下になりますけれども、こちら1番に防災・地域安全というところが36.8%、続いて高齢者福祉、学校教育というような順序になっておりまして、協働が進んでいる分野も、それから立ちおくらせている分野、両方に防災・地域安全というところが出てきているというところがございます、この辺は平成16年の新潟県の中越地震だとか、17年の杉並区の水害だとか、そういった後の時期ということもあって、この分野については特に関心が高かったのかなというふうな気もいたします。

(4)に住民参加・協働を推進する上での問題点・課題と思われるもの、こちらを聞いておりますが、こちらでは、上から三つ目、「行政側からの情報提供・PRが不足」、これが一番多い結果になっております。この辺は各部会の議論でも指摘を受けているところかなというふうに思います。2番目に多いのが下から3番目で、「参加していない住民の関心や協力を得ることが難しい」。その次が一番上で、「参加者が少ない(限定的である)」と。4番目が、上から四つ目の「行政と参加者・協働相手とのコミュニケーションが不足」。5番目が上から二つ目にあります「住民参加・協働のための制度が不十分」と、このような順序になっております。この辺の課題等については、現在においても共通している部分があるのかなと思います。

続きまして、これまでの協働に関する意見等についてということで、審議会各部会での意見でございますが、まず資料の1-8をご覧ください。

こちらは各部会の第1回目で配付いたしました、これまでの審議会での主な意見等の再整理というところから、協働の部分についてのみピックアップしたという資料になっております。ですので、一度ご覧いただいているものでございますが、こちら辺のところでは、(4)のところ、実際、行財政運営・協働という部分がございますけれども、にある「コーディネート」というキーワ

ードであるとか、 の「支え合いを拡げ、地域全体の活性化を図る」とか、 の「地域への愛着」だとか、こういったところが一つのキーワードかなと思います。

続きまして、各部会における「協働」に関する主な意見ということで、各部会ごとにまとめてございますが、こちらでは、まず第1部会の2の産業のところ で「座・高円寺」のところですね、地域や商店街、大学等との様々なイベントを連携して行っていく。そういった様々な地域主体との連携であるとか、それから、4番の防災のところには、ぱっと見でご覧いただけと思いますが、コミュニティの力とかコミュニティ力とか、こういったところがキーワードかなと。それから、防犯についても同様ですね。最後のその他のところにありますとおり、自治体間の連携や住民・地域間の協働・連携についても、各部会に共通したテーマとして議論を深めるべきだというような意見が第1部会では出ているところでございます。

それから、第2部会でございますが、こちらは量が多くて恐縮なんです、各議論のテーマごとに分けてございます。

初めの健康については、いろいろ意見が出ておりますけども、この辺はこの前のこちらの調整部会でもお話ししたとダブるところですが、まとめのところということで黒い丸が二つございますが、そこがございますとおり、「人を助けることを楽しみながら、自分の健康をつくっていけるような社会づくりと、そのための区の支援」、それから、二つ目にあるような、「地域の中で安心して療養ができるような仕組み」。この辺なのかなと。

それから、参加につきましては、一つ目の丸ですけども、家庭や地域社会の中で支え、支えられるという関係、これを地域社会の中でどのように実現していくかといったところ。それから、三つ目の丸のところですが、健康のところの意見とかなり重なってくるんですけども、「自らの楽しみにつながるというように、楽しむことが参加の基本とも言える」といったことが出ております。

それから、次のページの3番の生活支援のところですけども、二つ目の丸のところ、この辺は都会での地域の支えの難しさというところの意見ですけども、共助として地域の人がどこまで介入できるか、どこまで担えるかという

のは大変難しいと。ヘルパーさんであればいいんだけども、近所の人に何かやってもらうのは嫌だとか、そういったこともあるということで、都会において地域の支えを全面的に期待することはなかなか無理がある場合もあるといったことがありました。

それから、第3部会、その下の方になりますけれども、こちらでは、「地域の子育て力・教育力・文化力の創造とつながり」という大きなテーマが、この辺はもう協働としっかりつながってくるところだと思いますので、この辺で出てくる意見はほとんど協働の意見になってくるわけですけれども、その一つ目の丸のところにありますような、子育て・子育てをきっかけにして新たなネットワークを築くといったご意見であるとか、最後のページに行ってくださいけれども、そのところの一つ目の丸ですね、教育に関してといったところで、区と企業が提携して地域の中で様々な人と学び合うことだとか、それから、その二つ下に、縦の関係とか横の関係はあるのですが、もっとナナメの関係を多く体験するとか、そういったご意見ですね。それから、下から四つ目に、杉並の各地域には潜在的な様々なポテンシャルがあると。そういった眠っている地域の力の発掘だとか、こういったところ。それから、一番下ですね、「今後は、従来の地域や『民』のイメージから脱却し、都市部における地域とは何かを問い直し新たな関係を築いていかなければ」と、こういったご意見が出ております。

全部はご紹介できませんが、こういったところが協働の議論をしていただくに当たってのキーワードになってくるのかなというふうに存じます。

あと、最後、資料の1-9なのですが、これはここで皆さんにこれから議論をしていただく中の一つの題材にもなるのかなと思いますが、何度もご紹介しているところではございますけれども、杉並区は南相馬市に、東日本大震災後、災害時相互援助協定に基づいて支援を行っているということで、同じく同様の協定を結んでいる群馬県の東吾妻、新潟県の小千谷、北海道の名寄、そのような自治体と協働して、様々な支援に取り組んでいるということで、そういった自治体間の水平的な相互連携による新たな支援の仕組みとして、自治体スクラム支援会議を立ち上げ、今、いろいろな支援を行っているということでございます。

こちらにつきましては、5月9日の日本経済新聞にも社説で取り上げられている内容でございます。本日、お配りはしておりませんが、大変注目されている取組かなというふうに存じます。

私からの説明は、以上でございます。

部会長 はい。たくさんの資料のご説明をいただき、ありがとうございました。かなりたくさんありましたので、委員の皆さんも混乱されるところがあるのかなと思います。協働についてのご議論はこの後していきたいと思いますが、今の資料の内容について、ご質問等あれば、お伺いしたいと思うんですけども。ここがわからないではないかとか、こういう表現はどうかとか、何かありますでしょうか。

委員、よろしくをお願いします。

委員 すぎなみ地域大学のことについて、質問させていただきたいんですが、地域大学の資料の4ページの真ん中あたりに資格の付与というところがあって、すごく関心を持っていると同時に、私は別の区の江戸川区で総合人生大学の子ども支援学科というのに7年ぐらいかかわっているんですが、修了者に結局はまだ資格を出していないんですね、卒業証書は出しているんですけど。資格証は、出すと、こういう講座に通わないで地道にボランティアをしている区民と、地域大学とかで卒業して資格証をもらって、ある意味じゃ威張ってしまう区民とができてきて、その両者、本当に区が資格証を出して、この人たちのボランティアの方が立場が上だよというふうに言っているんだろうかという議論をしたりしていて、区長とも話し合ったりしているんですけど。何かそういう弊害じゃないんですが、悪いことばかり考えちゃいけないんですけども、そういう資格証の持つ功罪みたいな議論って、ありますでしょうか。

部会長 担当課長、よろしくをお願いします。

すぎなみ地域大学担当課長 はい。担当主管課は保育課の方なんですけれども、今、子育て関係で保育需要が多いというような区の状況ですので、保育ママという制度を大いに活用しようというのがもともと保育課の方針で。それで、実際に資格の授与というのも、ただ講座を受けてということではなくて、こちらに書かせていただいているように、実際に6カ月以上の実習を保育園などでしていただいて、その上でさらにスキル認定試験というのがございまして、そちらで

合格しないと、資格証はお渡ししないというような状況になっております。

ちなみに、昨年度末に受験された方が4人いらして、実際に資格を得られた方は、うち2人だけだったというような状況であるようです。

あと、ほかにも何人もの方たちが、資格はまだ取っていなくても、いろんな保育園でパート、アルバイトなどとして就労していただいているというような状況ですし、あと、昨年4月から、もともと保育士の資格を持っている方ということですが、保育ママとして実際にお子さんをもう預かっていらっしゃるというような状況のようです。

委員 了解しました。結構専門性が高いことが求められていて、一般に修了したら子育てのボランティアをすとかというのは、また違うということですね。

すぎなみ地域大学担当課長 結構狭き門になっているようでございます。

委員 わかりました。

部会長 はい、ありがとうございます。

ほかにはご質問はいかがでしょうか。じゃあ、お願いします。

委員 、ちゃんと読んでいないので、そもそも自治基本条例のことをもう一度確認のような質問になるかもしれないんですが、これ、お話を聞いていると、NPOとかボランティアですか、特にNPOのことが何となくこの条例に基づいて、いろいろ行政的にカバーされているように見えるんだけど、この自治基本条例というのは、このあらましの資料を見ますと、平成12年の地方分権改革あたりからということなんですが、この条例というのは、親の法律みたいなものがあるんですか、自治法とか。そういうあれじゃないんですか。

それから、もう一つ、今、公益法人改革で、財団とか社団がすごい勢いで、何か逆に規制強化みたいになっている感じもあるんだけど、ああいう分野とここが扱う世界というのは全然重ならないんですか、重なるんですか。

部会長 じゃあ、これは企画課長ですか。

企画課長 はい。ちょうどパンフレットを開いて2ページのところの「自治基本条例とは」と、こういうことなんですけども、これ、何かこう自治法に根拠があつてとかじゃなくて、これは区独自で条例化を図りました。その心がこのQ & Aの2ページの一番上のところに書いてあるわけですね。要は、自治、そこに住もう区民がみずから責任を持って築き上げていくと。こういった理念をきちっと

位置づけて、しかも、自治法等に掲げられている事項も含めて、区政運営の憲法というような位置づけで、基本的に区が行うべき自治のルールだとか、そういうものをきっちり定めて、それを区民と共有することで自治のまち杉並をみんなで築いていこうと。こんな理念の中で定めたということなので、当然、自治法などに規定されていることについても条例の中に盛り込んであります。ありますけれども、それは上位の法律等でこういう条例をつくれということではなくて、そういうものを取り込んで自治のルールとして区として定めた、という位置づけになっています。

委員 これは全国的にほかの市町村でもやっているんでしょ。杉並区だけじゃないんでしょ。

部会長 では、部長。

政策経営部長 最初、杉並がこの自治基本条例をやったときには、本当のはしりだった。今は各自治体でもこういった、自治体の憲法は自分たちでつくっていこうというような流れになっています。それとあと、先生おっしゃった、いろんな法人ですとか、そういった関係はどうなのかということですけど、この2条の定義で「それぞれ」と言っている、「地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に」という中には、区民とともに事業者という形で、「区内において事業活動を行う者をいう」ということで、当然、そういった団体、それから民間の事業者ですとか、そういった分野も入っております。ですから、民間の様々な事業者が地域貢献をしながら、同時にいろんなそれぞれの専門性を生かして行政の分野にかかわってくるというようなことも含めて、広くとらえているというふうに理解して、大丈夫だと思います。

部会長 よろしゅうございますでしょうか。

委員 あと、このパブコメも、これは杉並区の自治基本条例でこのルールを決めているんですか。

政策経営部長 そうです。

委員 そうですか。

企画課長 これ、ちょうどこのパンフレットの自治基本条例の関係のほかに、最後の10ページ、11ページにそのパブコメ条例についての記載もございます。自治基本条例にその根拠を置いて、具体については、このパブコメの条例で定めて、今

運用しているということです。

ちなみに、パンフレットをめぐっていただいて恐縮ですけども、3ページのところを見ていただきますと、これまでの自治基本条例に基づく取組の一つとして、今お話に出たパブコメですね、区民等の意見提出手続の実施件数の推移が記載されていますけども、この間、この考え方に基づいてこのように運用を図ってきたということでございます。

部会長 はい。よろしいでしょうか。

委員 はい。

部会長 今、本当に先生おっしゃられたように、地方分権ということで自治体が自由度を増す中で、自治体の基本的な考え方をつくっていかうという自治体の自主的な動きだということで、大体今、二百数十ぐらいの自治体が全国でつくっているというふうに承知しております。よろしゅうございますでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

副部会長 杉並区は協働化率の目標値を設定していたかと思いますが、今、それがどのような状況になっていて、どこにそれがそもそも書いてあったか、ご説明いただけるとありがたいと思います。

部会長 それじゃ、お願いします。

行政改革担当副参事 大変申しわけありません。きょうは資料でお配りしていなくて、大変申しわけございませんでした。

21年度決算ということで、協働化率に関しましては59.8%になっております。もともとの杉並区の行革の計画上は、協働化率6割ということで、22年度ということでしたので、21年度ですので、1年前の状態です。59.8%というのが今の実態になっています。

副部会長 行革推進計画でしたっけ。

行政改革担当副参事 はい。

副部会長 そこに書いてあると。

行政改革担当副参事 はい、そうです。

部会長 はい。よろしゅうございますでしょうか。

ほかにはご質問はいかがでしょう。

私も1点、教えていただいてよろしいでしょうか。協働に直接に関係してい

るかどうかというのはあるんですけど、この自治体スクラム支援会議、それは興味深いと思うんですが、これは杉並区が南相馬市と援助協定を結んでいて、そして、杉並区が結んでいる自治体がほかにこういうふうにあると。そうすると、何ていうんですかね、今回は南相馬が被災したので、たまたまと言ったらあれですけど、援助協定を結んでいる杉並区がこういう周りの結んでいる自治体に声をかけてこういうものができたのか、いや、そもそも以前からこういう仕組みがあっただけなのか、教えていただければと。

政策経営部長 よろしいですか。この最後の資料1-9の裏面を見ていただきたいと思います。

杉並区は今回の南相馬市と災害相互援助協定を結んでおります。それ以外にも友好自治体の群馬県の東吾妻町、それから小千谷市、それから北海道の名寄市と、それぞれの交流をやっているんですね。もともと小千谷市とは災害援助協定、南相馬市もそうです。名寄市と東吾妻はもともとそれぞれの友好事業を行うということで、特に東吾妻町の方にはコニファーいわびつ、前は自然村と言っていましたけど、そういった区の施設もあるというような流れでやっております。

自治体スクラム支援会議というのは、南相馬市が今回の東日本大震災で非常に大変な状況になったときに、向こうの市長さんから区長の方に、何とか助けてもらえないだろうか。特に一番大変だったのは最初のころなんですけど、あそこは20キロと30キロ、20キロ圏内も若干あって、それから30キロとの間なんです。それで、20キロから逃げてきた人たちが市役所の周りにいて、30キロ圏内にはもう、県の人たちもみんなだれも入ってこない。何とかその市民を外に出してもらえないだろうかというような話がありました。

そこで、杉並区では、東吾妻町と話して、バスもいろいろチャーターして、なかなか、当時は大手のバス会社もどこも加わってくれませんが、地元の業者、観光バスをお願いして、新潟県小千谷市にもお願いして、東吾妻と小千谷市に連れて行って、そこで受け入れてもらったと。同時に名寄市にも話して、名寄市から水とか物資を送ってもらうとか、そういうふうな横の関係で、そしてやったと。

従来こういった災害の場合には、それぞれ避難する場合には、南相馬も福島

ですから、福島県が東京都に要請して、東京都がそれぞれの各区市町村に連絡をとって、それで受け入れるということだったんですけど、それを待っていたらもう時間的にできないもので、こういった形の方がより迅速で、横のネットワークでやって、それを財政的なり、いろんな形で国にバックアップしてもらえそうな、そういった仕組みをつくったらどうかというのがこの自治体スクラム支援会議ということで、この経験を生かして、菅総理のところこういった仕組みで柔軟な対応をしていただけないかという要請に行ったりして、国の方もそういった、柔軟になるべくできるように、弾力的な運用もしましよというふうなお話も今されてきているような、そういった状況でございます。

部会長 そうしますと、今回のことをきっかけにということ。

政策経営部長 そうです。

部会長 例えば、小千谷市さんがどこかと結んでいて、急にそういうことが起こった場合というのは、また小千谷市さんが例えば杉並区に呼びかけるとかというふうな、新たにつくっていくというイメージでしょうか。

政策経営部長 はい。今の場合には、前は小千谷市が中越地震になったときには、杉並区は小千谷市に援助に行ったんですけど、そのときはその二つだけの関係だったんです。今回は連携してやった方がずっといいだろうと。それで、それを縦の都道府県単位でくると、時間もかかるし、なかなか大変。それよりも横のネットワークでそれぞれできるような、そういった新しい自治体間のネットワークというのが、これからの方がより有効ではないかなという、体験の中でのお話です。

部会長 はい。ありがとうございました。

(委員、入室)

部会長 ただいま委員がお見えになられまして、ありがとうございます。

委員 遅くなりました。申しわけありません。

部会長 いえ。現在、議事に入っておりますが、資料の1-1から1-9、それから行政から出された基本資料ですね、こういったものについてご説明をいただき、今、質疑を行っているところでございますので、よろしくお願いします。

委員 ありがとうございます。

部会長 ほかに資料の質問は。

はい、委員、お願いします。

委員 もう一つ質問、先ほどあわせてすればよかったんですが、し忘れたので。

もう一つ質問があったんですけど、資料1-5の民間委託、民営化指定管理者。これはいわゆるここで自治基本条例の哲学のこの協働というのは、ここまで入るのかどうかというのが。つまり、ここら辺は規制緩和の話でもあるんですよ。例えば、指定管理者なんていう制度は いや、私も本当の専門じゃないのであれですけど、個別管理法的な制度を規制緩和すると、民間の指定管理者になるというような。そういう関係は、役所と企業の協働だということまでここに入ってくるのか、あるいは全然違うんじゃないかという議論は、この自治基本条例がどこまでこういう民活規制緩和的なところまでカバーしちゃうのかなというのがね。

それから、もう一つありまして、これは質問じゃないんですけど、指定管理者の企業が、労働条件が非常に問題だということがあったわけですけど、先日も日経新聞に出ていましたけど、日本の平均労働時間というのはもう、ヨーロッパの5割以上なんですよ。実際、もう非常に今、労働環境が悪いですよ。もう大体夜10時、11時まで働かせるという企業はいっぱいありますから。ただ、労働基準監督署が厳しくチェックしているんですけど、やっぱりそれを企業の中でうまく まあ、見つければ企業は相当なペナルティーを食いますけどね。ですけど、やっぱり今の不況と右肩下がり社会で、企業は何かそこまで追い詰められていまして。だから、たまたま指定管理者にそういうのが見つかって、指導しようということなので、それはそれで結構なんですけどね。今の労働環境って相当厳しいと。これは先進国の中でも日本は最悪の状態にあるということも一方で認識しておかないと、額面どおりやったら、これ、企業はやっていけないということもあるんじゃないかなというふうなところで。蛇足ですけど、これは質問じゃなくて意見です。

部会長 はい。

じゃあ、事務局の方で、協働と規制緩和の関係でしょうか、この辺のご説明、どなたにいただければよろしいでしょうか。

委員 いや、どっちでもいいんですよ。だけど、大事な確認。

部会長 それじゃ、部長、お願いします。

政策経営部長 はい。この辺、前は、要するに、協働といたら、いわゆる市民、区民と、それからボランティア、NPO、そういったところじゃないかという一つの考えをお持ちの方もあるかもしれないです。でも、同時に、地域には、やっぱり様々な企業ですとか事業者がございまして、そういった人たちも含めて、地域社会をどういうふうに、それぞれの公共が行っているサービスを民間のノウハウを生かしながらできるものもあります。ただ、そこに、単なる損得だけではなくて、やはり地域社会への貢献ですとか、そういったものも含めて、よりよい地域をつくっていくパートナーとして、やはり事業者なども含めてとらえていこうではないかというような今流れで来ているというふうに私どもは考えています。

それとあと一つ、先生、さっき私どもの説明でも申し上げなかったんですけど、労働条件の問題とか何かは、指定管理者というよりも委託の事業者の中で、2年ぐらい前、区民センターを委託されていた人たちが、区は事業者にお金を払っていたんですけど、その事業者は給料が遅配みたいな、そういうふうなことがありまして、やはりそういったことがあってはならないので、きちんとそこはちゃんと確認するような形で、フォローするような、そういった仕組みはちゃんときちんとやっていこうということは、最低限、こういったフォローとして行政としても必要なのかなということでやってきたという例でございます。

副部会長 いいですか、関連してなんですけど。

部会長 ご質問。はい。

副部会長 多分今の先生のご質問は、先ほど私が質問させていただいた協働化率ですね、59.8%の中に何がそもそも入っているのかということで、分母は杉並区の事務事業八百九十幾つなんだろうと思いますが、それ分の分子として何を見ているのかということをお答えいただくと、クリアになるかなと思います。

部会長 とりあえず簡潔に、59.8%の中に先生が質問されたようなものも入っているか入っていないかを教えていただけますか。

政策経営部長 それは、その中には業務委託ですとか民営化ですとか、あるいは指定管理、それぞれ入っています。ただ、例えば、保育園4カ所あるんですね、4所、杉並の場合に指定管理は、それが全部じゃないんですよ。だから、事業の中の約6割の事業の一つの事業でほぼ80%を民間なり、要するに、行政以外の方が

担っている分野もあれば、60分の4をやっているというのもありまして、事業として見た場合に、約6割が民間、要するに、協働化率というふうな形でカウントしているというふうに理解しています。

部会長 はい。そこはまた、この協働とは何かというところでまさに議論になるところかと思うんですが、私も先日、ある研究会に行きましたら、「杉並区は協働化率60%。協働化の中身が議論になっている」と資料に書いてありましたので、そこは、きょう、ぜひ皆様とご議論させていただきたい。現状では民間委託や指定管理者も基本的には入っていると。入って6割と言っているというのが現状だということによろしゅうございますか。

ほかにご質問はございますでしょうか。なければ、中身の方にまた入っていきますので、そこでご議論いただくということをお願いできればと思いますが、協働について、皆様の今のような問題点、論点含めてご議論があるかと思うんですが、事務局の方から何か 何かというか、まずその資料等もいただいているのですが、ご説明があれば伺って議論を始めたいと思いますが、いかがでしょうか。

企画課長 はい。そうしましたら、私どもきょう用意した資料、かなりボリュームがあったんですけど、この資料1のレジユメ的にご用意させていただいたA3のものなんですけども、その右側の方に大きな5番として、新たな基本構想の実現に向けてというところなんですけども、この間の区の実組、あるいは審議会各部会でのご意見、そういったことをトータルで考えると、一つこの協働をどうしていこうかというふうなときに、一つの論点として(1)にあるとおり、これからの時代、こういった高齢化が進む、あるいは地域のコミュニティの問題、そういうことも含めて、これからの時代の中での協働というのをどういうふうに考えていくかというのが一つある、と。あと、(2)のところでは、そうした中で、先ほども議論ありましたけども、行政と区民、事業者あるいは地縁団体、NPOなど、そういったところをどういうふうに連携、協力を広げていくかと、そういう視点。それともう一つは、そういったことを支えていく行政の体制だとか、あるいは仕組み、情報の問題、そうしたところが幾つか論点としてあるかなということで、レジユメ的なんですけども、そんなところでご用意させていただいたということでございます。

部会長 はい。ありがとうございます。資料1が、一応、その議論をする際に一つのやり方ということで整理をしていただいたと思うんですけども、これからの時代と協働ということや、ここにかかわって先ほどご質問も出ましたけれども、協働とは何かというようなところですね。例えば、私も、あれっ、そうかなと思ったのは、先ほどの協働についてのアンケートがございましたよね。それで、どの分野で協働が進んでいるかというのがどこでしたっけ。

特命事項担当副参事 1-7です。

部会長 1-7ですかね。印象とかイメージだと、これは福祉ご専門の皆さんからもうろんなご意見あると思うんですけども、例えば高齢者福祉なんかは、通常、NPOとか市民活動もかなり取り組んでいて、高齢者福祉については協働が進んでいると思われるような気がするんですが、実際に区民の方は1.9%しか「進んでいる」と思っていないくて、「進んでいない」という人は34.2%と。実際にはかなりの活動がされているんだと思うんですけども、そういう意識というのは、多分協働ということについての考え方の違いみたいなものがあって、かなり民間がやっているけど協働になっていないというふうに思われているのかなと思ひながら、伺っておりました。

、今のは本当に問題提起ということでありまして、ぜひ皆様から、まずこの協働、この時代の、これからの時代、協働だと言うんだけれども、協働って何だろうかというふうなところについて、ご自由にどんどん意見を出していただいて交換していきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

お願いします。

委員 じゃあ、いいですか。

資料1-5の最初のところに東日本大震災と協働の話がありますが、この間、第1部会でもそういう議論になったんですが、こういう大震災が起きたときにネット社会がやっぱり非常に重要な役割を果たしているんですね。阪神・淡路のときも、そもそも阪神・淡路大震災あたりからネットが成立するようなことですから、この15年間のネット社会の進化ってすごいと思うんですけどね。この、何というんですかね、ネット社会と通称言っているものは、例えば町内会とかそういうものとは全然質が違うんだけど、特に震災のときの役割としては非常に大きい。もちろん、ごみ情報だとか、逆に悪質なものも入り込むんです

けどね。だけど、このネットで助かっていることもたくさんあるわけですよ。ですから、そういうのを、この自治基本条例的な協働でいうと、どこに入るのかなというのが。もちろん、今1-7で言っている防災とかなんとかいうところになれば、もうそれだけの話なんですけど、ネット社会そのものを協働の仕組みとして評価するかどうかですね。それが一つあるような気がするんですけどね。

部会長 なるほど。ネット社会といったものを協働の一つのツールというか、として位置づけるということですね。

委員 装置というか。それで、より言えばですよ、これはもう非常に経験的な事例ですけど、例えば、東日本で、あるいは東京で携帯がつながらなくて、災害の情報も、自分がどこにいるかという情報も全然ないときに、やっぱりこのネット社会に行政が協働を支援するために入り込んで何かやるとかね、それがもう一歩進化した形なのかもしれないですけどね。今はそういうのは余りネットの世界では差をつけて色分けしていない社会なわけですけどね。だけど、あえて、公とかNPO的なものがそこへ入り込んでいくかどうかですね。

部会長 はい。ありがとうございます。

一つ大きな論点として押さえておきたいと思いますが、ほかにはいかがでしょうか。

委員、前回のときにも行政の役割とか責任とかというお話もあったかと思うんですけども、この協働ということについて、いかがでしょうかね。

委員 私にとってはこの協働というのが余りなじみがないものですから、わかりづらいところがあって困っているところもあるんですけども、一般の企業なんかの仕事の仕方を見ていると、本来ならば内製しなきゃいけないのをどんどん外製化しているというのが一方にあるんですね。それとどこかで似たところがあるのかなという気がして。そうなってしまうと、前回の議論じゃないですけど、果たして行政の役割って一体どこに落ちつかなきゃいけないのという話になってくるんじゃないかなという気がするんですね。協力者がいて外製化するのなら、それはそれでいいのかもしれないんですけども、そういう格好で全部依存しちゃっていいのかなと。やっぱり、コアの部分はコアの部分として、きちんと意識しておかなければいけない問題があるのではないかなという気がして

いるんですけど。

部会長 はい。ありがとうございます。どこまで行政の責任があるかとか、いわゆるアウトソーシングですよね、それをどこまでこの協働と関連づけるかというのは大きな論点かと思うんですが。

現状で、例えば、区としての考え方としては、今までは協働化率60%の中に、すべて、ほぼ入れている形ですよ。その場合、例えば、ふじみ野市のプールで女の子が亡くなった事件などは、最終的には施設の管理、それから、事故の回避性といいますかね、そういったものを踏まえて課長さんは有罪だということで、民間がやったんだけど行政の責任だと言われるような現状があると思うんですね。そういったような場合、いわゆる民間委託とそれから協働といったことみたいなことは、今までのところでは特に区別され この協働化率というところについていえば、区別していないというふうに考えてよろしいですか。

政策経営部長 よろしいですか。今まで量的なところだったんですが、いわゆる公的な責任ということでいくと、行政の役割はコーディネートという部分もありますけど、やはりそれぞれの事業、いわゆる公共サービスとしてやっているものについて、きちんとした経験と責任はやっぱり果たしていかなければいけない。とすると、例えば、ほぼ100%に近い事業を委託している分野であっても、その事業がどんなことをやっているのかということのコアの部分はきちんと理解して、そしてそれを調整できるといいますか、そういった能力はこれからも絶対、やっぱり、必要なのかなという気はいたしますね。

部会長 はい。ありがとうございます。

ほかの委員の皆様から、いかがでしょう。お願いいたします。

委員 よろしいですか。

私も協働が、言ってみれば、組織的にいうと官と民があって、その間が中間ですよ。昔は第3セクターとか、企業的にはそういうふうに言っていたわけですけど。ノンプロフィットということで、行政の周辺にあり、また企業の周辺にあるということなんです。その分野が行政の肩がわりをするということはやっぱおかしいんじゃないかと思うんですね。そういう意味で、私は、1-5の指定管理者みたいなものが、これが協働という、これは指定管理者は民間が行政の仕事を肩がわりしているわけですよ。だから、違うんじゃないか

と。

なぜそういうことを問題にするかという、今はやっぱり社会が複雑になって、毎年毎年国会では膨大な法律ができて、専門的な仕事がどんどん難しくなっているんですね。それで、法律ができて、それを理解してそれを使える役所の人市町村にいないという。専門性がどんどん落ちているんですね。こういう社会って、これ、何か非常に、本当は変なんですよ。法律はいっぱいできた。だけど、そういうものを実際に使える自治体はほとんどない。専門家もいない、と。ますますそれが、行政の仕事はどんどん減っていくわけですよ。だけど、行政というのは本質的に縦割りで、非常に、硬直的と言っちゃうと言いつい過ぎかもしれませんが、やっぱり何か問題を抱えているわけですよ。だけど、縦割りというのはなかなか変えられないですよ。行政はやっぱり、法律とかそういうことでも仕事が縦につながっている。地方自治体はそれを横つなぎしていただけるんだということは昔から幻想があったんだけど、結局それは難しいんですよ。難しいんです。

だから、行政は縦割りで 乱暴な言い方をすると、縦割りなら縦割りでいいよと。だけど、法律にあるような仕事がちゃんと実際できるスタッフがそろっていないと、何にもできないような人たちがばかりが自治体の職員じゃ、再開発なんてできないんですよ。再開発法なんかは、もう今、自治体でできる職員って、本当に……。そういう仕事がなくなっているというのがあるのかもしれない。区画整理なんか、今、地価が下がっていけばできませんからね。だから、区画整理なんか分かる職員がいないというのは、それはそれで、需要がないからというような側面もないわけじゃないんですけど。

だけど、協働で何か役所の役割がどんどん減って行って、役所がどんどん楽になるというふうに市民から思われたら、やっぱり何かおかしいですよ。そこはやっぱり何かこだわりを持って、しっかりと筋を立てておかないといけないんじゃないかという気がしますけども。

部会長 はい。どうでしょうか。多分そのアウトソーシングした分は職員を減らして、税を使わなくしているというか。というような行政改革の議論になるのかなと思うんですけど。

政策経営部長 だから、要するに、丸投げみたいな、そういうふうなアウトソーシング

というのは、これは行政はやってはいけないと思いますよね。やはりきちんとその業務について精通して、専門性を持ってそれをコーディネートしたり、調整したりしていくようなセクションや部署というのは、その分野にやっぱり持っていないといけないのかなと。それが今、こういった民間のノウハウも含めて活用しながら、多様な行政サービスを担っていく自治体をつくっていくという、担い手としてはそういった専門性の確保というのは、それがあって初めてその責任性といいますか、そのことと両立するのかなという感じはいたしております。

ですから、例えば保育の分野なんかでも、今後、じゃあ、保育の分野は、保育園いろいろありますけど、区の保育士が全くいなくなるというと、やっぱりそれを体験している人たちがいて、それを公務員の保育の経験を持っている職員がコーディネートしていくと。そういった役割というのは当然あると思いますので、そういったことはやっぱり持っていかなければいけない領域なのかなと、そんな感じがいたします。

部会長 はい。ありがとうございます。

ほかに、ほかの先生方、いかがでしょう。じゃあ、委員、お願いします。

委員 行政をバックアップする発言に最後はなるのかもしれないんですけど、私は、教育とか文化の面で行政と市民との協働というのは大事だなというふうに思っています。やっぱり、教育の現場が今かなり問題を抱えているということで、例を一つ二つ紹介しますけども。

例えば、杉並のある小学校ですけど、6年生のあるクラスでは、先生の授業を一切聞かずに受験問題集を続ける生徒というのが何年間に一遍は必ずありまして、校長先生が指導をするんですけど、やはりそれは受験に役立たない授業をやっている先生がいけないという反論がこう。それで、それを子供が聞いてしまうと、もうそのまま、子供は親の言うとおりに動いてしまうという現状があります。

それから、最近の例ですけど、例えばこれは高校の例ですけど、カンニングが見つかったとして、以前だとカンニングの怖さというか、0点になっちゃうとか成績がつかないとかという、あれはわかっていると思うんですけど、以前でしたら、見つかったら素直に謝る生徒がいたんですが、最近は「目の前に置

いてありました。でも、見ていません」と主張し続けるわけですね。そうすると、置いてあるけど見ていないのに、何で先生はカンニングと私を疑うんだという自己主張があって、さらに、今度は親を巻き込んで、「子供は見ていないと言っている。それなのに、カンニングをしたというふうに決めつけるおまえは教育者か」ということで教育委員会に訴えるという例も出てきていますし。

何を言いたいかということ、教育の発想が徐々に消費モデルといいですか、自我の肥大化と消費モデルと言っていいのかもしれないんですけど、私はこういうあり方をどこかで変えていかないと、先生を初め、学校とか行政もひょっとしたら疲弊しちゃうかもしれないし、当の子供も大人も成長しないだろうと。じゃあ、その場合に、教育の発想の中に余り消費モデルではない、何ていうんですかね、うまく言えないんですけど、そこに私の中には少し協働というイメージがあって、何か消費モデルというのは最小限の努力で最大限の利益を引き出すというイメージがあると思うんですけど、そういう発想ではない、あるいは行政とか先生とかだけに何かを任せるわけにはいかなくて、何らかの一緒に教育を考えるというシステムをつくっていきたいという思いがあるものですか
あ、行政を応援しているんですかね。そういう市民も、ぜひ、教育の現場を通じて育ててほしいという。以上です。

部会長 はい。非常に重要なこととお話しいただいたと思いますけど、やはり協働というのが、単に安く上げるとか効率で物を考えて進むのでは、どうも、今までの先生方のお話を伺っていると、いけないんじゃないかと。やるなら、本当に住民の意欲とか、あるいは本当にいろんな子供たちのことを考えると、そういう発想の中で違ったものをしていかなくちゃいけないと。そうすると、協働化率の問題なども、そのことを否定するわけでも何でもありませんけども、あり方としては今後いろいろ考えていく必要もあるのかなというようなことかなと、皆様のご意見を伺ったんですが。

いかがでしょう、ほかの委員の方。じゃあ、委員、いかがでしょうか、その後、また伺いますが。

委員 すみません。前回欠席で、きょうも半分遅刻ということで、授業の関係でこうなってしまう申しわけありません。

先ほど先生の言われたのとよく似ていて、やはり領域的な問題があるのかも

しれませんが、協働という言葉にどうもなじみがなくて、何だかわからない。聞かせていただいた範囲ですと、行政と事業者との関係を言っているように思えて、区民の参加とは違うのではないかと。その意味で、今、先生の言われたのは、むしろ参加に近いのかと何となく感じました。

それで、先週土曜日の区民意見交換会を聞いて、どこでも参加の話が出ていたんです。「協働」という言葉は多分出てこなかった。だけど、「参加」というのは、ありとあらゆるところで、ありとあらゆるテーマに出ていたという気がします。その辺のことを考えていくと、私には「参加」という言葉の方がぴったりくるし、今必要なのは、行政の下請的な事業者との関係を整理すること、そういう意味での協働化率じゃなくて、様々な形、様々なルートで区民の持っている意識だとか意欲だとか知識だとか技能だとかを取り込んでいくという形での「参加」なんじゃないかと、今お話を伺っていて考えました。それが一つです。

もう一つ言わせていただくと、先生の言われた高齢者福祉のところで協働化率が低いという評価、これは私、すごくよくわかるのです。確かにNPO法人がやっている場合もありますが、あれは介護保険事業者としてやっているのあって、NPOとして自発的に純粹に活動しているというよりは、介護保険の枠組みの中に入って事業者として活動しているだけと受けとめられるのではないかと思いますし、介護保険とか委託とかでない形での住民の主体的な参加による高齢者福祉というのは必ずしも進んでいない。見守りなんかでも、なかなか進まない。見守られる方が嫌がる。あるいはボランティアな介護を受けたがらないというのが実情で、それが事実そういうものだと思っております。なので、これはむしろ当然の結果と私は受けとめました。

部会長 はい。ありがとうございます。やはり事業自体にはたくさん一緒にやっているんだけど、協働とは受け取られていないということでしょうね。ありがとうございます。

委員 あるいは参加ですね。

部会長 参加。えっ。参加になっている。

委員 参加としては受け取られていないと。

部会長 受け取られていないということですね。参加や協働とは受け取られていないと。

委員 区役所の定義する「協働」ではあっても、住民が考える「参加」ではないということなのかもしれないですね。

政策経営部長 これは住民の人から見た、正直な見方だということなんですかね。

委員 じゃないかと思えますね。

部会長 はい。ありがとうございます。

委員 もう一つ、混乱をするかもしれませんけど。そもそも、こちら辺の概念は海外からも来ているんですよ。PPPなんていう、パブリック・プライベート・パートナーシップ。さっき、パートナーというのが協働だと言っていましたけどね。そういう話があって、言葉は「協働」だけじゃなくて、「参加」もあり「連携」というのもあるんですよ、官民連携とかいって。そのときに、やっぱりこの三つのことはイメージが違うはずなので、全部これが協働だというふうに、どうも部長はおっしゃっているように思うんだけど、やっぱり、何か民活規制緩和が協働というのは、どう考えても何か違うような気がします。というのは、あっちの方は、そもそも主体は企業なんですよ。企業が行政分野まで一緒になってやれるという。だから、それが規制緩和ですよ。民活することによって行政を活性化するような、1980年ごろの日米英のあれから出たような話ですからね。だから、そここのところをすっきりさせれば。

副部会長 すみません。、関連していいですか。

部会長 どうぞ。

副部会長 関連してなんですけれども、そもそも自治基本条例に「参画」という言葉と「協働」という言葉の定義が、もう既に置かれているわけですね。これをまず、そもそも前提に考えるということがあるかと思うんですけれども、ただ、今、先生からご指摘あったように、今の民活の流れの中で、事業者がどんどんこれまで行政が担っていたサービス分野に参画してくるとか、もしくは先ほどのこの自治体スクラム支援のこういう話なんかは、やはり協働の概念ではとらえ切れない部分だと思うんですね。やっぱり、連携であったり協力であったりという話だと思いますので、他の自治体との連携なんていう話になると、この条例が定義している協働とか参画ではとらえ切れない部分についても、やはり基本構想ではしっかりカバーして、それこそやはり主体間連携というところで押さえていくという。概念整理をもう少ししっかりやる必要があると思うので、確

かにきょう、資料1でご提示いただいているのは、全部「協働」で包含しちゃうというようにたてつけになっちゃっているんですけど、実はその協働の概念だけでは十分にカバーできないところも含めて考えたいということですよ。

政策経営部長 そうですね。

副部会長 だから、そこをクリアにした方がいいかなと思います。

政策経営部長 この問題意識として、新しい基本構想を支える仕組みというふうなことを考えたときに、いわゆる一緒にではなくて、どういうふうな形でうまく、参加の分野それから支え合うという分野、そして官民の連携、あるいは大学や自治体間のネットワークですとか、さらに情報の問題とか、もう少しより時代に合った形に仕組みとしてつくっていかねばいけないというような感じは、非常に問題意識として持っております。この分野は物すごく大切な分野にあることは間違いないと感じております。

部会長 はい。ありがとうございます。

確かに、自治体間連携というのは、協働というより仕組みの話でありますので……

政策経営部長 そうですね。ネットワークという形で。

部会長 そこまでこの協働の原理の中に議論すると、難しい面もあると思うんですけども。やはり自治基本条例、先ほどから出ているように参画と協働ってセットにしてそれを進めると。参画というのは、住民がちゃんと意思決定に加わる。意見を述べた上で、どういう仕組みでやるかを考えると。それに従って、協力して地域を支えるというようなつくりになっているんだと思うんですね。それが、例えば、実際には協働化率の中に全部、今問題になっているいろんなことが入っていると、概念が少し混乱しているので、それらを踏まえてもう一度組み立てた上で、行政の、言ってみれば、仕組みも本当に協働というふうになっているかということや、今後どういう構想で協働というのを入れていくかと。これは区長がかなり強く協働の自治体づくり等々とおっしゃっているようですので、そういったことも踏まえて、じゃあ、少しこの部会としても意見整理をしていかなきゃいけないのかなということなんです。

委員、どうでしょうか。

委員 調整部会長のような地方自治とか行政学の専門家ではございませんので、今、こ

の話自身も、どのように、私、とらえていくのか、自分で勉強しているところなんです、私の専攻する企業組織論という領域ですと、協働という概念をいわゆるコ・オペレーティブシステムという、英語で言うならばそうなる。

そのコ・オペレーティブシステムというのは、三つの基本的な要素からなる。一つは共通目的があるということ。共通目的を達成するために、2点目は、その参加者がいわゆる分業を担っているということ。そして、この分業が最終的にいわゆる協業化、まさにシステムティックな有機的な意味ある連携を、目的の達成のための意味ある連携をなしているということ。これを協働ということ、それがオーガニゼーションでもあり、コ・オペレーティブシステムであると、そういうとらえ方をしております。とすると、そのような企業組織という概念から見る協働が、この地方自治という状況といいますが、地方自治という行政のレベルで、今言った協働の概念、組織の概念を当てはめていくと、どうなっていくのか。先ほど先生もおっしゃっていましたが、この協働という概念と同時に、そこに参画するというパーティシパーションという概念も一緒に3項、4項に記載されている。

それはそれとして、その協働ということで見ますと、今私が言ったような企業組織のコ・オペレーティブシステムという観点から見ると、地域社会の課題解決という要素があります。目的というのが、参画及び協働、第25条第2項に「目的及び情報を共有」するということになっている。とするならば、今度は少し話をいわゆる概念規定から具体的なこの基本構想の話に向けていくなれば、この5番のタイトルが「新たな基本構想の実現に向けて」 まだこれは仮のきょうの審議のタイトルなんだろうが、「新たな基本構想の実現に向けて」ではなく、今、3分野で個別具体的な基本構想が展開されているわけですが、その個別具体的な基本構想にいかにか協働という要素を盛り込んでいくのか。協働という要素を盛り込んでいくためには、やはり、またその概念に戻りますが、目的とか課題解決といったことがいわゆるその参加者に共通認識されていなきゃいけないわけですね。よって、例えば、今協働化率が6割、あるいはアンケートを見ると、行政の情報・PRが不足なんていうのが55.6%ありますが、もう少し自治体としてこの地方自治、杉並区の自治基本条例ですか、自治基本条例のその内容をアナウンスする中で、その目的に、あるいは杉並

区はその課題に、賛同するか否かは別としても、その目的を皆さんにまず共有してもらい、そこから始まるのかなど。先ほど言った共通目的とか分業とか意味ある連携といったようなことを我々の言う組織、協働の概念にあえて連動させるならば、そこがまだある面では不十分なのかなど。よって、今回の基本構想では、そういった自治基本条例のことも全部含めて、皆さんにというか、区民の方々にお伝えをしていく必要があるだろうと。

もう一つは、我々の第1部会長のお話のように、では、その参加者あるいは参画者、何をもって協働の一員としてとらえるのか。ここに出てきたようないわゆる民間委託、民営化といったような業者まで含めるかどうかということの議論も当然する必要があるでしょうし、もう一つは、この自治体スクラム支援会議というのは、まさにこれはその協働という概念とは別に、これも我々の領域でいくと組織間ネットワーク戦略というんですが、まさに組織間ネットワークの問題であろうと。要するに、組織間ネットワーク、自治体組織間ネットワークと、この区民を対象とした協働ということを整理しながら、基本構想へどのように盛り込んでいくのか、そんなことが必要だろうというふうに思っております。

部会長 はい。ありがとうございます。非常に重要な整理をしていただきまして、ありがとうございました。

委員、お願いします。

委員 一つ、よろしいですか。違うことを言うようで申しわけないんですが、この参画という自治基本条例の定義からすると、これは行政との関係ですよね。次に協働とあるのは行政との関係としては定義していない。だけど、今お考えになって、あるいは説明されているのは、行政との関係だけを考えているような気がします。

私は先ほど、「参画」とは言わないで「参加」と言いました。参加の相手は、例えば、行政でなくたって何だっていいわけで、自治会でもいいだろうし、NPO法人をつくるでもいいだろうし、あるいは行政が用意した土俵の上で何かをやるということでもいいかもしれないし、要するに地域に住んでいる住民自身が地域のことに主体的にかかわっていくことが参加だとすれば、それを行政とのかわりだけで論じるというのは、違うんじゃないか。基本構想は、区の

基本構想であるにしても、区はどういう地域社会をつくっていくのかというのを示すものであるとするならば、例えば、区民がすべてそれぞれの場で主体的に地域のことにかかわっていくような社会をつくっていくんですということになきゃいけなくて、そのごく一部に、行政との関係が出てくるべきなんじゃないかと思いました。

部会長 はい。ありがとうございます。

今、5の(1)というところをご議論してはいるんですが、実際には(2)(3)の問題もみんな入ってきていて、例えば、先ほどのお話でも、目的共有、情報の共有の問題ですとか、行政のことがきちんと伝わっていないんじゃないか、コミュニケーションの問題もアンケートのことがありましたし、今のお話で言いますと、まさに(2)は行政と区民、事業者、地縁団体、NPOとの連携と書いてありますが、それにとどまらず、区民と事業者、地縁団体とNPOとか、そういったものも含めて考えていった方がいいんじゃないかと、そういうご提起でよろしいですね。

委員 もっと言えば、区民と区民があっていいと思います。

部会長 もちろんそうですね。区民と区民の協働というようなことも含めて考えるべきだと。その点では、この(2)の整理を、少し表現を変えていただいて広くした方がいいんだろうと。まさに自治会の問題なんかのお話では、そういう問題もかかわってくるんだろうと思います。ありがとうございます。

というわけで、(2)(3)も含めて、今いろいろなご意見が出ておりますが、どうでしょう。まだ、あともう少し時間がございますが、この際、この点もというようなことがあればお伺いして、また事務局と整理していきたいと思いますが。

どうぞ、委員。

委員 何というか、言葉とか概念的には、やっぱりこれ、変なんですよ。日本語で言う「参加」というのは、英語で言うとパーティシペーションですね。「参画」というと、インボルブメントという英語もあるんですよ。だから、そういうことを言い出すと、条例のこういうことは議論になっちゃう。これはもうこれでいいと。ただ、さっき部長がおっしゃったように、今度、我々が基本構想を考えるときに、いわゆる行政、それから事業者、住民、それから非営利組織、N

GOもあるのかもしれませんが、そういうところが全部かかわって、いろんな形態で協力し合って何かをやっていくんだという、そういう方向性のお話ですよ。

政策経営部長 そうですね。

委員 ね。だから、だとしたら、あんまりこの概念的なところで、これはもう条例になっているわけですからね。「参加」と言わないで、何で「参画」と言っているんだと言ってね。

部会長 そうですね。これは最高規範になるという。

委員 だけど、文章を見ると、住民が参画することによる住民自治の実現とかね、参加と言っても、参画と言っても同じようなニュアンスで使われていますので、これ以上やってもしょうがないんじゃないかという。

部会長 はい。私などの研究している行政学でも、「参加」なのか「参画」なのかとか大論争があったようで。ただ、私もその議論をあんまりしてもという。むしろ実態的に、皆さん先生方おっしゃっているように、これはこれとしてあるんだけれども、実際のこれからの杉並区における行政のあり方や住民間の関係、あるいは企業との関係を含めて、どうやってこれからまちづくりをしていくのかというところについて、概念を少し自分たちの頭で共有して、行政運営の基本の部分でもそういったことを踏まえてやっていただきたいというようなことを、全体を通じるテーマとしてやっていけばいいのかなと。

本当に、先ほどパートナーシップとかインボルブメントとか、いろんなお話があって、行政学のところでは、大分影響を与えているのは、コ・プロダクションという言葉を紹介した先生がいらっちゃって、みんなで生み出すんだみたいなね、かなりアバウトなところもありますが、かなり広く概念整理をしようとしてきておりますので、少し、過去における杉並区のとらえ方といったものについて、皆様から大変いろんなご意見も出ましたので、その点を踏まえて概念整理しながら 概念整理って抽象的なことじゃなくて、具体的に整理をしながら、構想の柱になる「協働」ということについて組み立てていけばいいのかなと思いますので、引き続きご議論をよろしくお願ひしたいと。

あと、あれば。

委員 よろしいですか。第2部会で考えている参加は、恐らく今、先生が整理された協

働あるいは参加とつながっているんだと思うのですが、恐らく第2部会では、とびきり参加しづらい条件下にある人の参加を支援する策というのを考えていくという整理になってくると思います。つまり、それは例えば障害者だったり、高齢者だったり、要介護の高齢者だったり、あるいは引きこもりの人とか、そういう人のところへのいわばスペシャルケアの部分を第2部会では担当させていただいて、むしろ一般的な参加は全体の話として取り上げていただいたら、その辺の整理がきれいにできると今お話を伺っていて考えました。

部会長 ありがとうございます。重要なお指摘だと思います。

はい、お願いします。

委員 すみません。概念のことはともかくとしてということで、協働とかの中に行政とNPOとか、いろんな協働があるんじゃないかという指摘だったんですが、第3部会で余り深く議論していないかもしれないんだけど、私は、行政の中での連携みたいなことも教育の場合にはすごく大きくて、例えば、小学校の例でいうと、保護者がかかわるとしたら、PTAもあれば、今、学校支援地域本部もあれば、運営協議会を置いている学校もあれば、あるいはモデルで地教推もできてきて、あるいは民生委員のかかわりもあってということ、いろんなものがあって、それぞれの管轄部署が違ってということがあって、それでそういう部会に参加している人が大体同じメンバーで、お互いに忙しいねと言い合っている現状もありますので。それと同時に、学校教育といっても教育委員会だけでなく、福祉もいろんな部署もかかわりますので、どうやってそういう、教育なら教育という同じテーマで、区の中で連携をとり合うか。きょうのお話も、すごく協働をめぐっているいろんな意見があってありがたかったんですけど、もっと言えば、じゃあ、総括して杉並区はどういう協働を打ち出したいんですかというまとめた意見も本当は聞きたかったような気がしたので、その点もよろしくをお願いします。

部会長 はい。ありがとうございます。行政内部のよく縦割りとかいう問題ともかかわって、それが住民のいろんな生活や活動にも影響するような問題もあるので、その点については、あわせて今度の構想の中では考えていくということかと思えます。

時間の方も大分たってまいりましたが、いかがでしょう。ただこの際、ご意

見あれば伺っておきたいと思いますが。

どうぞ、部長。

政策経営部長 よろしいですか。それが(3)の協働に関する行政の体制、仕組み、情報
というか、ここはこの間ずっとご指摘されているところで、この前の4日の土
曜日の区民意見交換会でもやはりそういったことがなかなかうまく伝わってい
ないし、我々の方もそういったやわらかい仕組みになっていませんので、それ
をどうするかというのはもうかなり大きな課題で、最初、先生がおっしゃった、
ネット社会も含めた情報時代へどう対応していくのかということも含めて、こ
の辺はぜひ考えていかなければいけない課題だなと思っております。

部会長 はい。

よろしいですか。どうぞ。

委員 別の意見でよろしいですか。

この各部会の協働の意見の中で、まちづくりのところに地域力とかコミュニ
ティ力のお話があって、これはもう、杉並だけの問題じゃなくて、日本の都市
全体が 地方都市はもうどんどん今右肩下がり、大都市も空洞化していま
すので、こういう地域力とかコミュニティ力が、これは災害のときにも必ずそ
ういう話になるわけですよ。そういうものをつくっていかなくちゃいけないわ
けですよ。ところが、大都市というのは、もともと経済成長社会では若い人
が集まってきて、あるいは、若い人たちは労働だけじゃなくて、お互いに一緒
のアパートに住んでいても口もきかないような関係をむしろエンジョイするよ
うな。ネットがまた、それに輪をかけるような社会にはなっているんだけど。
だけど、他方で、そういう人たちも今非常に過酷な労働条件の中で非常に孤立
化しているとかですね。つまり、コミュニティが非常に育ちにくいんだけど、
一方では求めるところがある。他方で、元気な高齢者がどんどんふえてきてい
るので、そういう人たちが、さっきのアンケートが何かありましたけど、やっ
ぱり地域で何かやってみたいという、そういうのがありますのでね。だから、
そういう状況をベースにして、やっぱりこの杉並という大都市の一角で地域力
やコミュニティ力をつくっていかなくちゃいけないんですが、コミュニティとい
っても、地域的なつながりのコミュニティというのは、それはコミュニティの
一つであって、やっぱりもういろんなコミュニティ、みんな帰属、多重コミュ

ニティの時代ですからね。だから、その多重コミュニティを踏まえた地域力みたいなものを、何というか、意図して育てるなりやらないと。コミュニティのきっかけはみんなあるんですよ。それがいざというときに何か力になるための仕掛けを考えないといけないんじゃないのかなというような気がしますね。

部会長 はい。ありがとうございます。まさに先ほどから出ている町会・自治会なんかの問題を含めて、コミュニティのあり方を協働の問題としてとらえていくということで、今のご意見をしっかりと受けとめたいと思います。

それでは、大体時間の方にもなってまいりましたが、今後もこの協働については、きょういろんなご意見をいただきましたので、今後また議論を進めて、また全体の審議会の方でもこれについてはかなり意見が出るんだろうと思いますので、引き続き議論していきたいと思います。

それでは、議事の3ということでその他ということがございますが、区の方からその他何かございますでしょうか。

企画課長 いや、特にその他はございません。それで、終わった後、お残りいただいて、今後の調整をしたいと思っています。

部会長 はい。ありがとうございました。

そうしましたら、本日予定しておりました議題の方は終わりということなんですが、連絡事項は終了後でよろしいんですか。わかりました。

そういたしましたら、本日の議題は終了いたしましたので、これにて本日の部会を終了いたしたいと思います。大変重要なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。しっかり事務局にご整理いただいて、また次の議論、論点を整理していきたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。本日の部会は終了させていただきます。お疲れさまでございました。